

建設副産物実態調査に係る特記仕様書

本特記仕様書は、建設副産物実態調査に関する事項を定めるものであり、鎌倉市が発注する工事に適用する。

I. 用語の定義

本特記仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | |
|----------------------|--|
| (1) 建設工事 | 土木建築に関する工事をいう。 |
| (2) 建設副産物 | 建設工事に伴い副次的に得られた物品をいう。 |
| (3) 建設廃棄物 | 建設副産物のうち廃棄物処理法上の廃棄物に該当するものをいう。 |
| (4) 建設資材 | 土木建築に関する工事に使用する資材をいう。 |
| (5) 建設資材廃棄物 | 建設資材が廃棄物処理法上の廃棄物となったものをいう。 |
| (6) 建築物等 | 建築物その他の工作物をいう。 |
| (7) 解体工事 | 建築物にあっては、当該建築物のうち構造耐力上主要な部分の全部又は一部を取り壊す工事をいい、建築物以外の工作物にあっては、当該工作物の全部又は一部を取り壊す工事をいう。 |
| (8) 新築工事等 | 建築物等の新築その他の解体工事以外の建設工事をいう。 |
| (9) 分別解体等 | ア 解体工事の場合は、建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為をいう。
イ 新築工事等の場合は、当該工事に伴い副次的に生じる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する行為をいう。 |
| (10) 再資源化 | 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物の運搬又は処分（再生することを含む。）に該当するもので次に掲げる行為をいう。
ア 資材又は原材料として利用することができる状態にすること。
イ 燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にすること。 |
| (11) 対象建設工事 | 建設リサイクル法に規定する対象建設工事をいう。 |
| (12) 建設発生木材等 | 建設工事（工作物の新築、改築又は除去に係るものに限る。）に伴って副次的に得られた解体木くず、伐木材、伐根材その他の木材が廃棄物になったものをいう。 |
| (13) 建設リサイクル資材 | 神奈川県県土整備局の「県土整備局公共工事グリーン調達基準」の別表第7に定める認定対象品の資材をいう。
認定対象品目は、神奈川県のホームページを参照する。
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/cnt/f7309/index.html |
| (14) 再生資源利用促進計画（実施）書 | 資源有効利用促進法に規定する再生資源利用促進計画（実施状況）をいう。 |
| (15) 再生資源利用計画（実施）書 | 資源有効利用促進法に規定する再生資源利用計画（実施状況）をいう。 |

II. 建設副産物実態調査に関する事項

現場から発生する建設副産物についての発生量および再生資源利用量の実態把握について定める。

- 1 元請業者は、当該年度に終了した最終請負額が100万円以上の工事（小規模工事等又は調査対象となる建設資材の利用及び建設副産物の発生・搬出が無い工事は除く）は、次項の建設副産物実態調査作業手順に基づき調査データを提出するものとする。ただし、複数年度にまたがる債務工事等の工事額は、当該年度の年割り額を記入し、工事内容は当該年度分の資材利用量、建設副産物発生量・搬出量のみを記入する。なお、この手順により作成されたデータおよび帳票は、「資源の有

効な利用の促進に関する法律」で定められた「再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）の作成」を兼ねるものとする。

本調査の対象品目は、表１の通りである。

表１ 調査対象品目

対象	調査対象品目	備考
搬入する建設資材	コンクリート	生コンクリート、コンクリート二次製品（無筋）など
	コンクリート及び鉄から成る建設資材	コンクリート二次製品（有筋）など
	木材	板材、パーティクルボード、合板、集成材、角材など
	アスファルト・コンクリート	アスファルト混合物、アスファルトモルタルなど
	土砂	山砂、建設発生土、土質改良土、建設汚泥処理土、再生コンクリート砂（RC-10）など
	砕石	鉋さい、クラッシャーラン、ぐり石など
	塩化ビニル管・継手	
	石膏ボード	
	その他の建設資材	
搬出する建設副産物	コンクリート塊	
	建設発生木材A（柱、ボードなどの木製資材が廃棄物となったもの）	建設発生木材等のうち、解体木くず、新築端材木くず等が該当する。
	アスファルト・コンクリート塊	
	その他がれき類	
	建設発生木材B（立木、除根材などが廃棄物となったもの）	建設発生木材等のうち、建設工事（工作物の新築、改築又は除去に係るものに限る。）に伴って副次的に得られる伐木材、伐根材が該当する。
	建設汚泥	
	混合状態の廃棄物（建設混合廃棄物）	現場へ搬出する状態で判断し、発生と搬出の間に分別された場合には、分別後の品目が発生したものとみなす。
	金属くず	
	廃塩化ビニル管・継手	
	廃プラスチック（廃塩化ビニル管・継手を除く）	
	廃石膏ボード	
	紙くず	
	アスベスト（飛散性）	
	その他の分別された廃棄物	
	第一種～第四種建設発生土及び浚渫土（建設汚泥を除く）	

２ 建設副産物実態調査のコブリス・プラスの作業手順は、次のとおりとし、元請業者が行うものとする。

（１）一般財団法人日本建設情報総合センターのホームページ

<https://fkplus.jacic.or.jp/>

から建設副産物情報交換システム（コブリス・プラス）にログインする。

システムの操作方法については、「トップページ」内の「コブリス・プラスでできること（動画）」、「コブリス・プラスの使い方」ページ内の「民間企業の方へ」「■工事の受注者の方へ」（１）及び、「■受注者向け（動画）」を参照する。

（２）当初契約時点でのデータを入力する。データ入力の際、データチェック結果にて「確認が必要な事項」がある場合は、修正の要否を確認し、修正が完了したデータをコブリス・プラス上で監

督職員へ提出する。（監督職員からコブリス・プラスで修正指示がある場合（提出状況欄が「問い合わせあり」の場合）は修正登録をする。）

- (3) 「再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書のダウンロード」から、当該様式（計画）を印刷し、施工計画書に添付するとともに、監督職員に提出して説明すること。
- (4) 建設リサイクル法の規定による対象建設工事においては、契約前に発注者に提出した「説明書」を施工計画書に添付すること。
- (5) 工事完成時に実施書（最終データに修正）に書き換える。データチェック結果にて「確認が必要な事項」がある場合は、修正の要否を確認し、修正が完了したデータをコブリス・プラス上で監督職員へ提出する。（監督職員からコブリス・プラスで修正指示がある場合（提出状況欄が「問い合わせあり」の場合）は修正登録をする。）
- (6) 「再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書のダウンロード」から、当該様式（実施）を印刷し、監督職員に提出して説明すること。
- (7) 工事検索画面から当該工事を検索し、「データ登録済み確認書」を印刷し、修正を要するエラーが出ていないことを確認の上、監督職員に提出する。
- (8) 上記（4）の対象建設工事においては、産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）と照合するなどし、特定建設資材廃棄物の再資源化が完了したことを確認したときは、速やかに「再資源化等報告書」を発注者に提出するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存すること。
なお、建設副産物情報交換システムに工事情報（実施状況）を登録した場合は、再資源化等報告書を監督職員に提出されたものとみなす。
- (9) 資源有効利用促進法の規定による再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書の作成等対象工事にあつては、作成した再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書により監督職員に提出して説明するとともに、公衆の見えやすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。
- (10) 再生資源利用促進計画（実施）書及び再生資源利用計画（実施）書は、5年間保存すること。

3 データ入力上の留意点

- (1) 建設発生土の搬出がある場合は「公共建設発生土処理に係る指定利用等A（指定受入地）」特記仕様書を参照すること。
- (2) チェック結果及び「データ登録済み確認書」のチェック結果で確認が必要な事項に下記の項目がある場合は修正する。

11. レンジオーバー

（発生箇所：工事概要）

請負金額の単位が「万円」であることを再確認し、桁間違いをしていないか確認のうえ、修正登録。

20. 現場内不整合

（発生箇所：様式1 土砂、様式2 建設発生土）

「様式1の土砂（現場内利用量）」＝「様式2の建設発生土（現場内利用量）」となるように修正登録。

（発生箇所：様式1 砕石、様式2 コンクリート、アスファルト・コンクリート）

「様式1の砕石（現場内利用量）」＝「様式2のコンクリート、アスファルト・コンクリート（現場内利用量）」となるように単位換算をした数値で修正登録。

24. リサイクル率対象外

（発生箇所：様式2 コンクリート、様式2 アスファルト・コンクリート）

原則として、搬出先は県土整備局のコンクリート塊等処理指定工場（再資源化工場）となるため修正登録。

（発生箇所：様式2 建設発生木材A、B）

原則として、搬出先は県土整備局の指定事業者の指定施設（再資源化施設）となるため修正登録。

（発生箇所：様式2 建設発生土（第一種～第四種、浚渫土））

原則として、搬出先は県指定受入地となるため修正登録。